構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

一　申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。

二　畜舎等の構造等の実況に応じて、当該畜舎等の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。

三　この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあっては省略することができるものとする。

別表第五（第六十四条関係）

(い)	(ろ)
(一) 壁、柱、床その他の畜舎等の部分の構造を建築基準法第二条第七号の二の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第二条第七号の二に係る認定書の写し
(二) 壁、柱、床その他の畜舎等の部分の構造を建築基準法第二条第七号の二の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第二条第七号の二に係る認定書の写し
(三) 畜舎等の外壁又は軒裏の構造を建築基準法第二条第八号の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第二条第八号に係る認定書の写し
(四) 建築基準法第二条第九号の認定を受けたものとする建築材料を用いる畜舎等	建築基準法第二条第九号に係る認定書の写し
(五) 防火設備を建築基準法第二条第九号の二ロの認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第二条第九号の二ロに係る認定書の写し
(六) 壁等を建築基準法第二十一条第二項第二号の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第二十一条第二項第二号に係る認定書の写し
(七) 屋根の構造を建築基準法第二十二条第一項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第二十二条第一項に係る認定書の写し
(八) 外壁で延焼のおそれのある部分の構造を建築基準法第二十三条の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第二十三条に係る認定書の写し
(九) 建築基準法第二十八条の二第二号の認定を受けたものとする建築材料を用いる畜舎等	建築基準法第二十八条の二第二号に係る認定書の写し
(十) 壁、柱、床その他の畜舎等の部分の構造を建築基準法第六十一条の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第六十一条に係る畜舎等の部分に関する認定書の写し
(十一) 防火設備を建築基準法第六十一条の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第六十一条に係る防火設備に関する認定書の写し
(十二) 屋根の構造を建築基準法第六十二条の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法第六十二条に係る認定書の写し

別表第六（第六十四条関係）

(い)	(ろ)
(一) 建築基準法施行令第一条第五号の認定を受けたものとする建築材料を用いる畜舎等	建築基準法施行令第一条第五号に係る認定書の写し
(二) 建築基準法施行令第一条第六号の認定を受けたものとする建築材料を用いる畜舎等	建築基準法施行令第一条第六号に係る認定書の写し
(三) 主要構造部を建築基準法施行令第百八条の三第一項第二号の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百八条の三第一項第二号に係る認定書の写し
(四) 防火設備を建築基準法施行令第百八条の三第四項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百八条の三第四項に係る認定書の写し
(五) 屋根の延焼のおそれのある部分の構造を建築基準法施行令第百九条の三第一号の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百九条の三第一号に係る認定書の写し
(六) 防火設備を建築基準法施行令第百十二条第一項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百十二条第一項に係る認定書の写し
(七) 主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造を建築基準法施行令第百十二条第二項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百十二条第二項に係る認定書の写し
(八) 畜舎等の部分の構造を建築基準法施行令第百十二条第三項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百十二条第三項に係る認定書の写し
(九) 天井を建築基準法施行令第百十二条第四項第一号の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百十二条第四項第一号に係る認定書の写し
(十) 防火設備を建築基準法施行令第百十二条第十九項第一号の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百十二条第十九項第一号に係る認定書の写し
(十一) 防火設備を建築基準法施行令第百十二条第二十一項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百十二条第二十一項に係る認定書の写し
(十二) 防火設備を建築基準法施行令第百十四条第五項において読み替えて準用する同令第百十二条第二十一項の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百十四条第五項において読み替えて準用する同令第百十二条第二十一項に係る認定書の写し
(十三) 防火設備を建築基準法施行令第百三十七条の十第四号の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百三十七条の十第四号に係る認定書の写し
(十四) 主要構造部を建築基準法第二条第九号の二イ(2)に該当する構造とする畜舎等（建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号に該当するものに限る。）	一　建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号の耐火性能検証法により検証をした際の計算書 二　当該畜舎等の開口部が建築基準法施行令第百八条の三第四項の防火区画検証法により検証をしたものである場合にあっては、当該検証をした際の計算書